

2016年5月20日

各 位

会社名 損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社
代表者名 グループCEO 代表取締役社長 櫻田 謙悟
(コード:8630、東証第1部)

業績連動型株式報酬制度導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）および執行役員、ならびに当社の主要グループ会社の取締役（社外取締役を除く。）および執行役員（以下あわせて「当社グループの役員」といいます。）の役員報酬制度の見直しを行い、新たに業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（B B T (=Board Benefit Trust)）」（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、本制度に関する議案を2016年6月27日開催予定の第6回定期株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 導入の背景および目的

当社取締役会は、本株主総会において役員報酬に関する株主の皆さまのご承認をいただくことを条件に本制度を導入することを決議し、本制度に関する議案を本株主総会に付議することといたしました。これは、当社グループの役員の報酬と業績および株式価値の連動性をより明確にし、当社グループの役員が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆さまと共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としたものであります。なお、現在の当社の取締役（社外取締役を除く。）の報酬は、基本報酬、株式報酬型ストックオプションにより構成されておりますが、本株主総会における株式報酬等議案の承認可決を条件として、株式報酬型ストックオプションを廃止し、当社の取締役に対して、当該株式報酬型ストックオプションとして新規に新株予約権を付与しないことといたします。また、主要グループ会社における本制度の導入は、当該会社の株主総会で決議、承認を受けることを条件とします。

2. 本制度の対象者

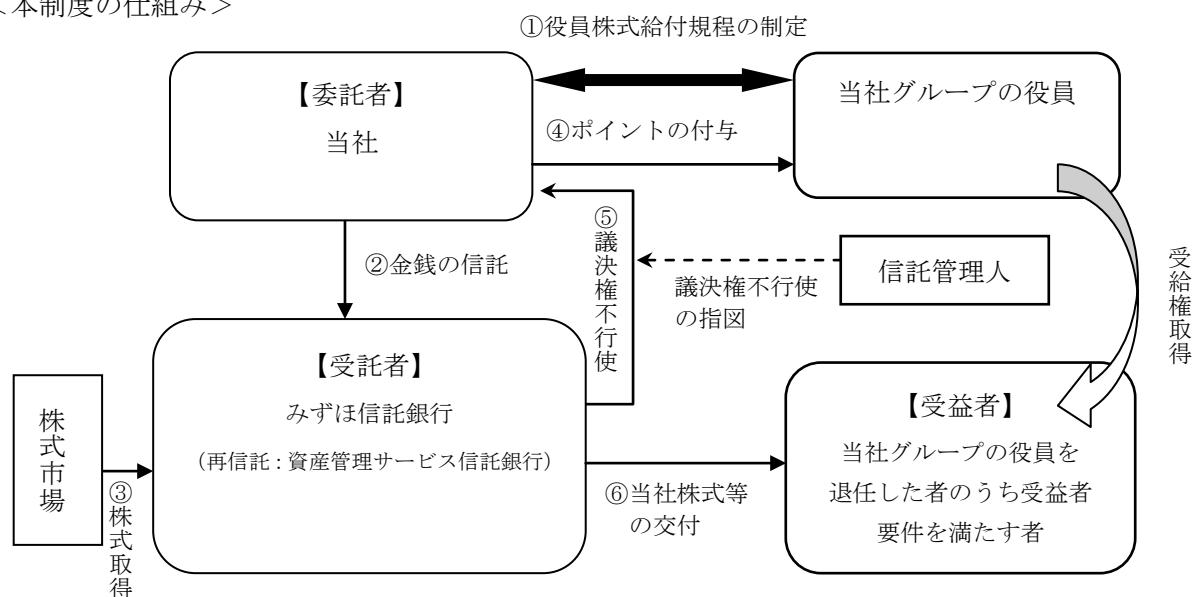
本制度の対象者は、当社グループの役員とします。

3. 本制度の概要

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、当社グループの役員に対して、当社および主要グループ会社（以下「当社グループ」といいます。）の取締役会が定める役員株式給付規程に従って、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が信託を通じて交付される業績連動型の株式報酬制度であり、当社グループの役員が当社株式等の交付を受ける時期は、原則として当社グループの役員の退任時とします。

<本制度の仕組み>



- ① 当社グループは、本株主総会において、本制度について役員報酬の決議を得て、本株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として、当社株式を、株式市場を通じて取得します。
- ④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき当社グループの役員にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式にかかる議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、当社グループの役員を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を交付します。ただし、当社グループの役員が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の交付に代えて、当社株式の時価相当の金銭を交付します。

(2) 信託期間

2016年8月（予定）から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続いたします。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了いたします。）

(3) 当社が本信託に拠出する金額の上限

本株主総会で、本制度導入のご承認をいただくことを条件として、当社は、2017年3月末日で終了する事業年度から2019年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下当該3事業年度の期間および当該3事業年度の経過後に開始する3事業年度ごとの期間をそれぞれ「対象期間」といいます。）およびその後の各対象期間を対象として本制度を導入します。当初の対象期間に関して本制度に基づく当社グループの役員への交付を行うために必要となる株式を本信託が先行して取得するための資金として当社が本信託に拠出する額は、当社取締役分として300百万円（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）、当社グループの役員合計で2,000百万円（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）を上限とします。

なお、当初の対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は各対象期間に、上記株式の取得資金として追加拠出を行います。対象期間ごとに追加拠出する額は、当社取締役分として300百万円（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）、当社グループの役員合計で2,000百万円（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）を上限とします。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の直前の対象期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（当社グループの役員に付与されたポイント数に相当する当社株式で、当社グループの役員に対する株式の交付が未了であるものを除く。）および金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（株式については、直前の対象期間の末日における時価とします。）と追加拠出される金銭の合計額は、本株主総会で承認を得た上限の範囲内とします。

(4) 当社株式の取得方法および本信託が取得する株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（3）により拠出された資金を原資として、株式市場を通じてこれを実施します。当初の対象期間につきましては、本信託設定（2016年8月予定）後遅滞なく、78万株を上限として取得するものとします。

(5) 当社グループの役員に交付される当社株式等の具体的な内容

当社グループは、各事業年度に関して、各当社グループの役員の職務内容や責任等に応じて付与する基準ポイントをもとに、株式価値および連結業績をマーケットと対

比して計算される数のポイントを当社グループの役員に付与します。当社グループの役員に付与されるポイントは、下記（6）の当社株式等の交付に際し、1 ポイント当たり当社普通株式 1 株に換算されます。

1 事業年度に付与されるポイント数の合計は、当社取締役は 4 万ポイント（当社普通株式 4 万株相当）、当社グループの役員合計は 26 万ポイント（当社普通株式 26 万株相当）を上限とします。これは、現在の当社グループの役員に対する役員報酬支給水準および当社の株価水準、当社グループの役員の員数の動向と今後の見込み等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

ただし、本株主総会における株主の皆さまによる承認決議の後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当または株式併合が行われた場合には、その比率等に応じて、1 ポイント当たりの当社普通株式換算比率について合理的な調整を行います。

（6）当社グループの役員に対する交付時期

当社グループの役員が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該当社グループの役員は、所定の受益者確定手続を行うことにより、退任時までに付与されたポイントを累積した数に応じた当社株式について、原則として退任後に本信託から交付を受けることができます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、一定割合について、当社株式の交付に代えて、時価で換算した金銭の給付を受ける場合があります。

なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

（7）議決権の取扱い

本信託勘定内の当社株式にかかる議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式にかかる議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

（8）配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式にかかる配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託にかかる受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する当社グループの役員に対して交付されることになります。

（9）信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が

無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記（8）により当社グループの役員に給付される金銭を除いた残額が当社に交付されます。

【本信託の概要】

- ①名 称：株式給付信託（B B T）
- ②委 託 者：当社
- ③受 託 者：みずほ信託銀行株式会社
(再信託受託者：資産管理サービス信託銀行株式会社)
- ④受 益 者：当社グループの役員を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者
要件を満たす者
- ⑤信託管理人：当社と利害関係のない第三者
- ⑥信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ⑦本信託契約の締結日：2016年8月（予定）
- ⑧金銭を信託する日：2016年8月（予定）
- ⑨信託の期間：2016年8月（予定）から信託が終了するまで
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)

【本制度の対象となる当社グループの役員（2016年5月現在：導入予定の会社を含む）】

- ・損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社
- ・損害保険ジャパン日本興亜株式会社
- ・損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社
- ・損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社
- ・株式会社プライムアシスタンス
- ・株式会社フレッシュハウス
- ・S O M P O リスケアマネジメント株式会社
- ・S O M P O ケアネクスト株式会社
- ・株式会社メッセージ
- ・セゾン自動車火災保険株式会社
- ・そんぽ24損害保険株式会社
- ・損保ジャパン日本興亜D C証券株式会社

以上